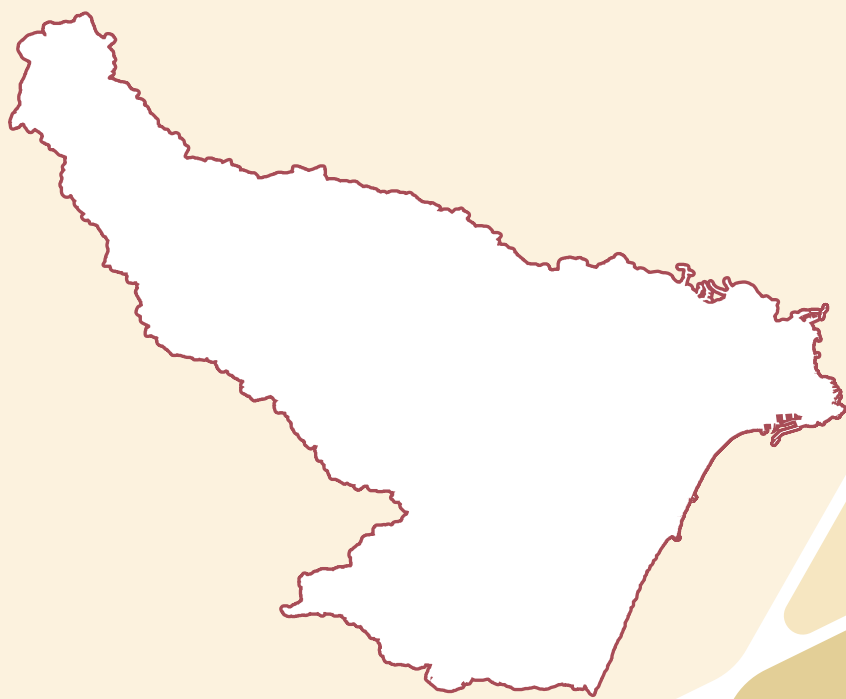


北茨城市 地球温暖化対策 実行計画

2025 ▶ 2030



令和7年3月
北茨城市

目 次

第1章 基本的事項

1.1 計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化とは	1
(2) 気温等の変化	2
(3) 地球温暖化による影響	4
1.2 本計画の制度的な位置づけ	4
1.3 計画の期間	5

第2章 地球温暖化の概況と国内外の動き

(1) 地球温暖化の進行と危機意識の高まり	6
(2) 国内外の動き	6

第3章 北茨城市における現状とこれまでの取組

3.1 北茨城市の概況	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 人口と世帯	8
(3) 産業	9
(4) 自然災害	15
3.2 これまでの北茨城市における地球温暖化対策の取組	16
(1) ゼロカーボンシティ宣言	16
(2) 高北清掃センターでの余熱利用	16
(3) 街路灯・防犯灯のLED化	16
(4) 北茨城市エネルギービジョンの策定	16
(5) 北茨城市太陽光条例の制定	16
3.3 市民、市内事業者への環境に関するアンケート調査結果	17
3.4 温室効果ガス排出量の推移	18
(1) 計画の対象とする温室効果ガス	18
(2) 温室効果ガスの推計方法	18
(3) 温室効果ガス排出量の推移	19
(4) 温室効果ガス排出量の部門別構成比	20
(5) 目標の達成状況	20

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

4.1 2030年までに削減すべき温室効果ガス排出量	21
4.2 削減目標の検討	21
(1) 活動量が現状の傾向で推移した場合の推計	22
(2) 電力排出係数が低減した場合の推計	22

(3) 産業部門の取組による温室効果ガス削減量の想定	23
(4) そのほかの取組及びそのほかの取組による削減量の試算	24
(5) 再生可能エネルギー導入可能量の想定	27
(6) 森林吸収による削減量の試算	28
4.3 温室効果ガス削減目標の設定	29
4.4 施策の立案に向けた課題	30
第5章 目標達成に向けた取組（緩和策）	
5.1 施策体系	31
5.2 市・市民・事業者の取組の推進	32
(1) 再生可能エネルギーの利用促進	32
(2) 省エネルギー活動の促進	36
(3) まちの脱炭素化の推進	39
(4) 循環型社会形成の推進	42
第6章 適応策	
6.1 気候変動による影響と適応策	45
(1) 農業	45
(2) 林業	46
(3) 水産業	47
(4) 工業	47
(5) 観光	48
(6) 水環境・水資源	48
(7) 自然生態系	49
(8) 自然災害	50
(9) 健康	52
(10) 市民生活の影響回避	53
第7章 計画の推進体制と進行管理	
7.1 計画の推進体制	54
(1) 北茨城市環境審議会	54
(2) 北茨城市省エネルギー等推進委員会	54
(3) 市民・事業者・滞在者	54
(4) 国・県・他市町村等	54
(5) 茨城県地球温暖化防止活動推進センター及び茨城県地域気候変動適応センター	54
7.2 計画の進行管理	55
用語集	56